

利用者負担額のシミュレーションにあたっての前提条件について

H26.10.1

利用者負担額については，今回決定した市の階層を基本に，11月の分科会で各階層の料金案をお示しすることとなります。

現在，新制度施行に向けて，保育料のシステムを改修しており，電算処理によるシミュレーションができないため，下記のとおり一定の条件等を付したものとなることを予め御了承ください。

○ 1 号 認 定

- ・平成25年度の私立幼稚園就園奨励費補助金に関する市民税データを活用。全園分ではなく，平成27年度に新制度への移行の意思を示している私立幼稚園のデータを使用する。
- ・保育年齢は変更しない
⇒来年度も同じ保育年齢と仮定
- ・市民税所得割で算定
⇒現行制度と同じ
- ・年少扶養控除は加味しない
⇒新制度対応

○ 2 号 及 び 3 号 認 定

- ・平成26年8月の在園者のうち，市民税データがある者が対象
⇒所得税の源泉徴収票があっても，市民税データがない世帯は除外
- ・保育年齢は変更しない
⇒来年度も同じ保育年齢と仮定
- ・市民税所得割で算定
⇒新制度対応
- ・年少扶養控除は加味しない
⇒新制度対応
- ・国徴収基準との比較は，全51園中3割を占める90名定員の給付単価を使う
⇒実績は各園ごとの給付単価との比較